

当院は、厚生労働省より

かかりつけ歯科医

機能強化型
歯科診療所

として認可された歯科医院です。

普通の歯科医院と何が違うの？

『かかりつけ歯科医』とは、

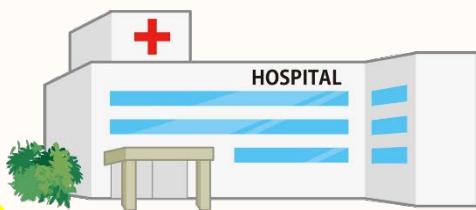
患者様のライフサイクルに寄りそって、お口に関する保健・医療・福祉を提供し、地域に密着して必要な役割を果たすことができる歯科医院のことです。

厚生労働省が設定する厳しい条件をクリアした歯科医院のみ
かかりつけ歯科医として認可されます。

歯科医師が複数名、
もしくは歯科衛生士が
1名以上在籍していること。



高度医療に対応して
いる専門医療機関と
提携していること。



AED・酸素・
ハートモニターなど
緊急時に対応できる
設備、器具があること



滅菌・感染防止に
必要な設備を整えている
※設備：口腔内バキューム



訪問診療が可能で、
国が推進する定期健診を行っていること

